



発行人／生活協同組合・消費者住宅センター
理事長 藤井 篤
〒164-0011 東京都中野区中央5-6-2 新中野ビル7F
TEL 03-5340-0620 (代表)
FAX 03-5340-0621
http://www.iecoop.jp/
E-mail:info@iecoop.jp



理念

1. 組合員自らが出資、利用、運営を通して協力協同し、運営に参加・参画する住宅生協であること。
2. 住と住環境すべてにわたり、心の通い合う、日常性のたかい住宅生協であること。
3. 高齢社会、環境問題に配慮し、国民の健康にして文化的生活の向上に資する住宅生協であること。
4. 協同組合間の協同をはじめ、各団体・組織との連帯・連携を重視する住宅生協であること。
5. 住宅生協をひろく宣伝し、社会と時代の要請に応え、明るいまちづくりをめざす住宅生協であること。



- 01 表紙
- 02 第45回通常総代会を延期
- 03 いま、生協の存在価値を改めて考える
- 04 令和2年度の熱中症予防行動・防災情報
- 05 現場訪問記
- 06 暮らしの法律相談室
- 07 組合員のひろば
- 08 見学会・プレゼント



すべての人がきれいな水を利用できるようにすることは、私たちが望む世界で暮らすために欠かせない要素です。地球上には、これを達成するのに十分な真水がありません。しかし、経済の悪化やインフラの不備によつて毎年、数百万人が水不足や劣悪な衛生状態に関連する疾病で命を失っており、しかも子どもはその大半を占めています。

水不足や劣悪な水質、衛生施設の不備は全世界で、貧困の世帯の食料の安定確保、生計手段の選択、教育の機会に悪影響を及ぼしています。世界の最貧国の中には、干ばつに襲われ、飢餓と栄養不良がさらに悪化している国々もあります。

2050年までに、4人に1人以上が慢性的または反復的な水不足を抱える国で暮らすことになると見られています。



目標 6

すべての人々に
水と衛生へのアクセスと
持続可能な管理を確保する

目標 6 (ターゲット) の 主な内容

- ・すべての人が、安全で安価な飲料水を得られるようにする
- ・すべての人が、適切な下水施設や衛生施設を使えるようにする。
- ・汚染減少、投棄廃絶、有害物質放出の最小化、未処理排水の割合半減などにより、水質を改善する。
- ・水の利用効率を改善し、水不足に悩む人々を大幅に減少させる。

(国連・広報センターの記事より抜粋)

THE UNITED NATIONS

2030年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」です



第45回通常総代会を延期

第45回通常総代会は、6月13日開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、東京都内に「緊急事態措置」が発令され、外出自粛などが要請されたことにより、当生協も7割減の出勤体制というなか、総代会準備が整わないため、1カ月延期して、下記の通り、7月18日(土)の開催としました。

今年の総代会は新型コロナウイルス感染症の終息が見通せないなかでの開催となり、「密集、密閉、密着」の「3つの密」を避け、感染リスクを極力減らす方策を取り、来賓を招かず、開催時間は40分程度の短時間とし、総代の実出席は、運営に必要な議長、議事運営委員、資格審査委員を担っていたただく方に限定した最小人数とし、大半の総代には、「書面による出席」にて議決権の行使をお願いすることにしました。

- 1、日時 2020年7月18日(土)
午後2時より2時40分(終了予定)
- 2、場所 中野サンプラザ7F 研修室13

当日の結果は、「住宅生協だより秋号」に報告します。



2019年度決算報告

○2019年度は増収増益により、2013年度以来6年ぶりに419万円の黒字にすることができました。

○2019年も台風15号、19号や大規模な自然災害が発生し、甚大な被害をもたらしたのをはじめる、10月からの消費税増税が家計を直撃し、12月の家計調査では前年同月比4.8%減、3ヵ月連続マイナスで、特に設備修繕・維持など「住居」は17.4%減という厳しい状況となりました。さらに年が明けて新型コロナウイルス感染拡大は、日本経済に甚大な影響を及ぼしました。

○このような厳しい経済情勢のなか、黒字にできたことは、

- ①何よりも組合員等からの紹介が広がり、利用集が高まったこと
- ②2018年の台風24号の被害から、補修ではなく建替えに切り替えた新築工事を1棟完成させたこと
- ③南部地区の塗装工事体制を拡充したことにより、塗装工事が事業全体をけん引したこと
- ④ハウスマドバイザー並びに協力業者の積極的な取り組みが成果に表れたこと
- ⑤新しい事務局体制のもと、直営工事を拡充したことにより供給剰余率を改善したこと
- ⑥前年より、195万円経費を削減し、少なくなった事務局体制でも事業を伸ばせたことによるものです。

第45期決算貸借対照表の要旨

(2020年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	52,510	流動負債	44,667
現金及び預金	12,566	工事未払金	28,913
建築供給未収金	31,728	利用事業買掛金	0
利用事業供給未収金	14	未成工事受入金	1,000
未成工事支出金	75	未払金	0
未収入金	6,199	その他	14,754
その他	2,128	固定負債	10,797
貸倒引当金	△200	退職給付引当金	4,290
固定資産	9,936	預り保証金	6,506
有形固定資産	848	負債合計	55,464
無形固定資産	236	純資産の部	
その他固定資産	8,852	組合員出資金	70,865
関係団体出資金	2,340	損失	63,883
子会社等株式	5,000	純資産合計	6,982
差入保証金	1,503	負債・純資産の合計	62,446
供託金	9		
資産合計	62,446		

損益計算書の要旨

(2019年4月1日から2020年3月)

(単位:千円)

総事業高	454,572
総事業原価	375,729
総事業剰余	78,843
事業経費	76,075
事業剰余	2,768
事業外収益	2,083
事業外費用	480
経常剰余	4,371
特別利益	3
特別損失	0
税引前当期剰余	4,374
法人税等	180
当期剰余	4,194
当期首繰越損失	68,077
当期未処理損失	63,883

○総代会承認前ですが、決算の要旨は次の通りです。

いま、生協の存在価値を改めて考える

専務理事 大関恵士

新型コロナウイルス感染症の大流行に対して、世界90カ国350の医療関係団体や4、500人以上の個人が賛同し、日米を含む20カ国・地域（G20）の首脳宛に公開書簡を出しました。

公開書簡は、新型コロナウイルス以前から地球温暖化がもたらす大気汚染、森林破壊、気候変動が人体をむしばんでいたこと、「現在進行中の悲劇は重層的であり、格差と公衆衛生システムの予算不足によって悪化している」ことを指摘しました。

そして、「真に健全な復興」のために、大気や水の汚染および気候変動をくい止め、もっとも脆弱な人々に気が配られ、だれも医療費が原因で貧困に追いやられることがないことを強調し、各国政府が経済対策を取るにあたり、「医療、交通、エネルギー、農業といった主要分野での投資では、健康の保護と増進がその中核に据えられなければならない」ことを提起しました。

新型コロナウイルス後の世界は、「もう元の世界には戻れない。すでに始まったことが新しい日常になっていく」という意味で、「新常态」になったといわれています。

従前の利益追求型の市場経済の復活ではなく、「真に健全な復興」が「新常态」となり、格差や貧困、不平等が是正され、「持続可能な開発目

標」(SDGs)の実現が加速される新しい社会に進むことを願わずにはいられません。

このようななか、「人と人との助け合い」「地域でのつながり」を大切にし、共助と協同の社会づくりを目指す生協の一つとして、「住宅生協」は住まいづくりを事業の中核に据えて活動し、今年で45年を迎えました。組合員の住まいの困りごとに、これまで以上に専門性を生かして、貢献できるように努めていかなければならないと考えています。

世界の協同組合員数は10億人、私たち住宅生協の組合員は1万2千人ですが、一人一人が自ら出来ることから、まず一歩足を踏み出すことが必要ではないでしょうか。

“積立増資活動”へのご協力をお願いします!

住宅生協は、組合員みなさんの出資金で支えられています。安定した事業を続けるため、地域生協や医療生協が日常的な活動としている積立増資活動に取り組めます。

「出資金とは」

- ① 事務所や車両など事業を継続するのに必要な資金として活用されています。
- ② 事業で剰余が出た場合、総代会で確認後、配当することができますが、住宅生協は累積損失金があるので、この解消を優先しています。

「積立増資の方法」

- ① 住宅生協の定款で「出資金は1口1,000円」と定められています。
- ② 積立増資は1,000円単位でお願いします。
- ③ 同封の郵便「払込取扱票」(手数料は生協負担)をご利用ください。

住宅生協から「たより」等を年4回お届けしていますが、少なくとも年1回“積立増資”の呼びかけを行っていきますので、一人でも多くの参加をお願いします。

住宅生協は「ろうきんエコブック」運動に参加しています。



ろうきん本部へ本を送付



リ・ブック協議会を通じて福祉施設へ寄贈

1. 住宅生協



協議会に参加する障がい者団体

1. 事務局へお申込みを。

TEL. 03 (5340) 0620

2. 担当者が古本を収集にご自宅へ訪問します。
3. 生協でまとめて“ろうきん本部”へ送付します。

※ 収集できない本
週刊誌類、百科事典、カタログ類など。



- ① 古本の清浄・装いで作業の後、その古本をインターネットで販売。
- ② 販売で得た利益は障がい者の方々の工賃として還元されます。



令和2年度の熱中症予防行動

環境省
厚生労働省
令和2年5月

新型コロナウイルス感染症に関する情報：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
 熱中症に関する詳しい情報 <https://www.wbgt.env.go.jp/>



「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

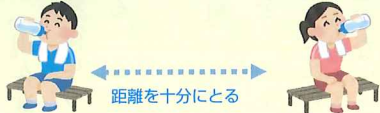
1 暑さを避けましょう

- ・エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
- ・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
- ・暑い日や時間帯は無理をしない
- ・涼しい服装にする
- ・急に暑くなった日等は特に注意する



高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。3密（密集、密接、密閉）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。

2 適宜マスクをはずしましょう



- ・気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
- ・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を

3 こまめに水分補給しましょう

- ・のどが渇く前に水分補給
- ・1日あたり1.2リットルを目安に
- ・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに

4 日頃から健康管理をしましょう



- ・日頃から体温測定、健康チェック
- ・体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養

5 暑さに備えた体作りをしましょう



- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を
- ・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
- ・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度

水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わります

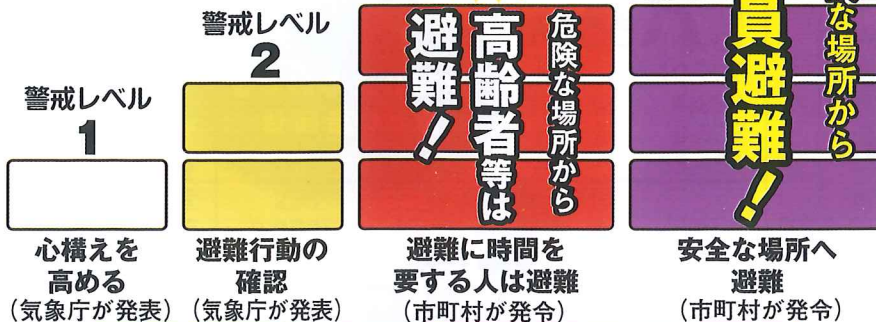
逃げ遅れゼロへ!

防災情報はいろいろあるけどいつ避難すればいいの?

警戒レベル4で全員避難!!

【警戒レベル】で避難のタイミングをお伝えします。

2019年の出水期（6月ごろ）より、【警戒レベル】を用いた避難情報が発令されます。市町村から【警戒レベル3、4】が発令された地域にお住まいの方は、速やかに避難してください。



【警戒レベル5】(市町村が発令)は既に災害が発生している状況です。

次のような内容で自治体から避難行動を呼びかけます!

呼びかけの一例	警戒レベル 4	避難勧告の伝達文例
---------	---------	-----------

■緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。

警戒レベルととるべき行動を端的に伝えます

■こちらは、〇〇市です。
■〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。

避難勧告の発令を伝えます

■〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
■〇〇地区の方は、速やかに危険な場所から全員避難を開始してください。

災害が切迫していることを伝えます

■避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

とるべき行動を伝えます

介護保険を利用した 手摺取付工事

【練馬区 青柳様邸】

今回は介護保険を利用した手摺取付工事をご利用いただいた青柳邸を訪問させていただきました。

ご夫妻ともに要介護認定を受けておられ、ケアマネージャーから介護保険を利用しての手摺の取付を提案され今回の工事に至ったこととなります。

生協消費者住宅センターは白蟻消毒でご利用いただいておりますが、建築工事のご利用は今回が初めてとのこと、青柳様、地域包括支援センター及び生協消費者住宅センターの連携による工事となりました。ご夫妻それぞれが20



万円の限度額をご利用できるので工事金額の中でどのように介護保険を利用するかをケアマネージャーに提案してもらったそうです。その結果、室内階段の手摺については奥様の介護保険を利用し、屋外階段の手摺についてはご主人の介護保険を利用することとなりました。屋外階段はもちろんですが、2階が主な生活空間であるため室内階段も頻繁にご利用されることとした。また、将来的に電動車いすを利用するかもしれないため、それを見越しての手摺の配置をご希望されていました。取付時には大工及びハウスアドバイザーと現場において取付位置を逐一確認しながら工事を進めました。いつもはミサワ

ホームの大工さんをご利用されているようですが、「生協の大工さんは上手でとても丁寧でした」とのお褒めの言葉を頂き、また、手摺を付けてみて、「大変安心で快適な生活ができるようになりました」とのお喜びのお言葉も頂きました。ご主人は、かつてマーケティング調査のお仕事をされており、御本も執筆されていた活動的な方ですので、居住空間を整備して今後ますます活躍されることを期待してやみません。

担当者より

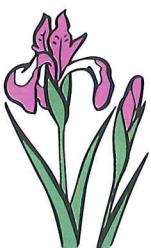
当初より青柳様、ケアマネージャー及び私の3者で打合わせを行い、まさに3者連携の工事となりました。打合せをもとに室内、屋外階段ともに平面及び立面の詳細図面を起し3者で何度かすり合わせをしていき最終決定に至りました。

室内階段におきましては手摺が途切れぬよう連続性を持たせ、青



柳様に実際に手を添えていただき最も使いやすい位置に取付けました。また、壁に段差があったため、ベース板を取付ける箇所と取付けない箇所及びその厚さにも配慮しました。屋外手摺についても青柳様に高さを見ていただき、床タイルとの取り合い関係、電動車いすの動線等に配慮致しました。手摺をご利用いただき、末永くお元気でお暮しいただけることを願っています。

(ハウスアドバイザー・一級建築士 岩丸郁也)



岩丸郁也

暮らしの法律相談室

生協・消費者住宅センターの顧問弁護士宮地理子先生に「暮らしの法律相談室」を担当して頂いています。素朴な疑問や困った問題など実際に対応した事案を紹介したいと思います。

Q 私(X 70歳)には、妻(Y 60歳)と息子(B 30歳)がいます。2年前、息子(A)は結婚しましたが、結婚相手の女性と妻(Y)の折り合いが悪く、私たち夫婦と息子(A)との関係も疎遠になってしまっています。

私(X)の主な財産は、夫婦で居住しているマンション(時価3000万円)と預金3000万円です。

私(X)が亡くなった場合に備えて、遺言書を作ろうと思っています。35年連れ添った妻(Y)には、私(X)が亡くなった後も現在のマンションに住み続けられるようにして、老後の生活資金も残したいです。息子(A)は就職して、私の遺産に頼らなくてもやっていけると思うので、できるだけ妻(Y)に残したいのですがどうするのがいいでしょうか。

また、自筆証書遺言を利用しやすくなったと聞いたのですが、どう変わったのですか。

A 妻(Y)に居住マンションや老後の資金を残す方法について、相談をいただきました。

Xさんの相続人である妻(Y)さんと息子(A)さんが、法定相続分のとおり遺産を分割すると2分の1ずつとなるので、妻(Y)さんが時価3000万円のマンションを取得すると、3000万円の預金は、息子(A)さんが取得することになります。妻(Y)さんは、住む場所があっても老後の資金を得られず、生活費が不足しそうで不安を感じるでしょう。

このような場合、息子(A)さんの遺留分4分の1(1500万円)を侵害しない限度で、妻(Y)さんに相続させる遺言を残す方法が考えられます。

また、この度(2020年4月1日施行)の改正で新設された「配偶者居住権」を、Xさんが妻(Y)さんに遺言で与える方法が考えられます。

配偶者居住権(長期)を取得した配偶者は、居住している建物に無償で一生の間住むことができます。そして、夫婦の婚姻期間が20年以上の場合、配偶者居住権について遺産の先渡しを受けたものと取り扱わなくてよいのです。

妻(Y)さんが配偶者居住権(長期)を取得し、配偶者居住権の評価額が1400万円とすると、息子(A)さんが負担付のマンション所有権1600万円を取得します。この場合、妻(Y)さんは、配偶者居住権を取得し、さらに法定相続分2分の1を取得するとしても2300万円の預金を取得することができますし、遺言でそれ以上の金額の預金を取得させることも可能です。

配偶者居住権は新設された制度ですので、評価額の計算方法、税務上の取扱いなど

と不確定な要素があります。また、妻(Y)さんが、将来マンションの居住をやめ、施設入所を希望するような事情の変更もあり得ます。

配偶者居住権を利用するかどうか、利用した場合の具体的なメリット、デメリットについては、弁護士などの専門家に「相談してみてください」。

また、相続によりマンションの所有者となる息子(A)さんは、配偶者居住権という負担付の所有権を取得しながらも、所有者として固定資産税を支払う等の義務を負います。

マンションの居住権を取得した妻(Y)さんと所有者である息子(A)さんが、それなりに良好な関係を築いていることが、この制度をつまく活用するポイントとなるでしょう。

自筆証書遺言については、この度(2019年1月13日施行)の改正で利用しやすくなりました。

これまで自筆証書遺言は、全文を手書きで作成するのが大変でしたが、遺言に添付する「財産目録」について、パソコンで作成したり、銀行通帳のコピーや不動産の登記事項証明書等を目録として添付したりしてよいことになりました。

そして、今年(2020)年7月10日から法務局で遺言書を保管する制度が始まります。これまで、自筆証書遺言を自宅に保管していたはずが紛失してしまったり誰かが発見して書き換えてしまったりする心配がありました。

この保管制度を利用すれば、遺言書の紛失や、遺言書の真贋の争いの心配がなくなります。遺言者が亡くなった後、相続人や受遺者は、全国にある遺言書保管所で、遺言書が保管されているかどうかを調べること(遺言書保管事実の交付請求)、遺言書の写しの交付を請求すること(遺言書情報証明書の交付請求)ができます。これらの請求がされると、遺言書保管官は他の相続人等に、遺言書を保管していることを通知します。

遺言書保管所に保管されている遺言書については、自筆証書遺言に必要とされる家庭裁判所の検認の手続が不要となります。

宮地理子 顧問弁護士

<略歴>

2008年

弁護士登録、第二東京弁護士会所属、弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所

2010年11月～2014年4月

沖縄県石垣島にある八重山ひまわり基金法律事務所の所長弁護士として赴任

2014年5月～2015年3月

弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所

2014年6月～

生協・消費者住宅センター 顧問弁護士

2015年4月～

弁護士法人アルタイル法律事務所



弁護士法人 アルタイル法律事務所

建築 / 不動産・賃貸借 / 相続

その他様々な分野のご相談、ご依頼をお受けしております。

住所：東京都新宿区四谷2-9 NK第7ビル6階

TEL：03-6380-5613 (月)～(金) 9:00～17:30

URL：<http://altair-law.com/>

困ったことアンケート調査報告より（抜粋）

- 屋根（瓦）が古くなったこと。外回りの塗り替え（ペンキ）。
- 冬の隙間風 台風上陸時の雨戸のない窓の対策。
- 床下に取り付けてもらったファンが古くなったので取り替えてもらいたい。
- 前回（2013年）やってもらったシロアリ駆除もできたらお願いしたい。
- セキュリティ強化、省エネ、屋根。
- 2階トイレの老朽化による不調。
- 太陽光発電の固定価格買取期間（FIT）終了後のおすすめ。
- 年輪的に自宅のバリアフリー化をしないといけない。手摺等をつけたい。
- 現在は高齢で足腰が弱くなってきましたので、2階への上り下りを心配しています。
- 今年の台風シーズンに入って雨漏りがするようになった。
- 瓦屋根の軽量化。
- 食器戸棚の扉がガタついている。食洗器の調子が良くない。トイレの扉が閉まりにくい。
- 水道管が古くなっている。
- 1階和室にカビが生えて困っている。
- 出窓のガラスが台風の時怖く感じています。
- 家全体の定期的な診断をしていただけない。
- ベランダ修理費用のお見積りをお願いいたします。
- 床なりー床のリフォーム、屋根塗装、シロアリ。

● アリが窓付近から多量に侵入してきて、対応に苦労しています。

● フローリングの一部が破損しかけている。

● 2階への階段に手すりを個人（D・Y）で取り付けたが、へらへらしてきた。

● IHが壊れ気味。食洗機をやめたい。

● 一部の屋根瓦の表面が劣化している。外壁塗装。以上の費用についてどれくらいかかるか。

● シロアリ施工後点検終了後の再施工を一度飛ばしてしまった。再施工を検討したいと思っている。

● リフォームする場合の施工完成までの間借り住まいできるところを紹介していただけるのじゃないか。

● 風呂場のドアの下の溝の排水溝がどうも詰まってるようで、直し方がわからないなと思ってます。

事務局

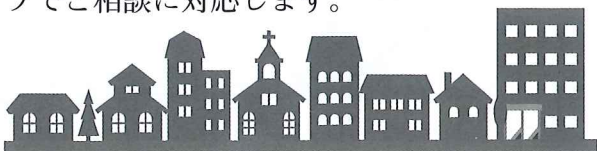
昨年実施した組合員のアンケートでの記述して頂いた内容を一部抜粋しました。利用時期や利用回数は様々ですが、多くの「困りごと」のある方が、わかりました。これらの声に丁寧に答えることが住宅生協発展の鍵であると言えます。

住宅生協には、頼りになる組合員が存在し、その要求に応えることでさらに大きな発展の可能性があることがはつきりしました。今回のアンケートで明らかになった住宅生協への期待を、力に組合員皆さんの「困ったこと」に向き合い、助け合いの精神で事業をさらに発展させることが、アンケート調査にご協力いただいた組合員の皆さんへの責務であると考えます。

不動産・マンションのご相談も、住宅生協へ

- 親から相続する、もしくは相続したが使う予定のない空き家・空き地の処分
- セカンドライフのための住み替えや買い替え
- 借地の契約、更新などの権利関係

「人生100年時代」といわれ、日本は世界一の長寿社会となりました。これまでになく将来的な生活設計を考えざるを得ない中、現在所有している不動産、相続で将来所有する予定の不動産など、いざという時のために事前に検討しておきましょう。住宅生協は宅地建物取引士を始め、弁護士、税理士、マンション管理士がワンストップでご相談に対応します。



お知らせ

□2020組合員紹介キャンペーン

住宅生協をご利用いただいてよかったことを、お知り合いやお友達にお話してください。インターネットによるラインやフェイスブックが広がりをみせていますが、生協は口コミにより信頼の輪が広がることが一番です。

通常、ご紹介いただいた方が組合員になられたら500円のQUOカードを紹介者にプレゼントしていますが、2021年3月までの期間限定で、その方が40万円（税抜き）以上の工事をご利用いただきましたら、4,000円相当の自然災害被災地復興支援商品を合わせてプレゼントいたします。

□住所変更の届出を

センターだよりは年3回から4回発行しています。情報伝達や組合員の交流という媒体としての役割に留まらず、郵送することによって組合員さんの所在確認の意味も含まれています。住所変更がありました遅滞なく生協の事務局へご連絡をください。



タカラスタンダード

参加者募集!



無料!

『新宿ショールーム』見学会

9月27日(日)

タカラスタンダード(株)新宿ショールーム
新宿区新宿6-12-13

東京メトロ丸の内線「西新宿駅」より徒歩7分
都営大江戸線「都庁前駅」より徒歩7分

- ① 10:30~11:30×3組
- ② 12:00~13:00×1組
- ③ 13:30~14:30×3組

● 予約制

(予約が埋まり次第、受付終了いたします)
(事前アンケートにご協力をお願いします)

● 申込締切日: 9月19日

完全予約制 7組限定!

参加者の方に
「ステキな商品」を
プレゼント!

● 見学会お申込みの方には、
「参加証(地図)」をお送りします



タカラショールーム見学会



「お家の困ったことアンケート調査2020」にご協力ください!

～ 2020年度 生活協同組合・消費者住宅センター組合員意識・要求調査 ～

組合員の皆様へ

いつも生活協同組合・消費者住宅センター(以下、当生協)の活動にご支援、ご協力をいただきありがとうございます。

さて当生協では、昨年度に続き「お家の困ったことアンケート2020」を実施することにしました。この調査は、日ごろ組合員の皆様が住まいや暮らしについてどのように感じ、どのようなお考えを持っていらっしゃるのかをお伺いし、同時に当生協へのご要望などについておたずねするものです。なお、前回(お家の困ったことアンケート2019)にご協力いただいた方には繰り返しとなる部分も多いため、ご負担をおかけすることとなりますが、異なる部分もありますので、何とぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

特に今年度は、新型コロナウイルス感染症によるお困りごとや要望についてもお伺いし、お役に立てればと考えています。

ご回答いただいた内容につきましては、組合員の皆様へのサービスの向上と当生協の事業の質の向上のために活用し、他の目的に使用されることはございません。

また、個別のお困りごとやご要望につきましては、当生協からご連絡やご提案をさせていただきます。

大変お手数をおかけいたしますが、この調査の趣旨をご理解いただき、回答にご協力くださいますようお願い申し上げます。

★アンケートにご協力いただいた方から抽選で10名の方に、4,000円相当の被災地復興商品をプレゼントいたします。

(商品発送は、9月を予定)

〈ご記入にあたって〉

- このアンケートは、ご家族ごとにお書きください。
- ご回答は各質問の指示にしたがい、お間違のないようにご記入ください。
- ご記入が済みましたら、お手数ですが同封の返信用封筒に調査票を入れて、**7月31日(金)まで**にご投函くださいますようお願いいたします。(封筒にお名前を書いて頂く必要はありません)。
- この調査についてのお問い合わせ、アンケートの中での不明な点などございましたら、下記までご連絡ください。

生活協同組合・消費者住宅センター

電話: 03-5340-0620 FAX: 03-5340-0621

E-mail: info@iecoop.jp

CO-OP プレゼントキャンペーン

期間: 2021年3月31日まで

**★住まいの快適プレミアム
100万円(税抜)以上の
工事依頼につき、プレゼント!**

- 襖張替え 4枚まで。
- 障子張替え 4枚まで。
- 網戸張替え 4枚まで。
- 台所換気扇クリーニング 1ヶ所。
- エアコンクリーニング 1台まで。

次の中から
いずれか1点!

《プレゼント条件》

- ・ 対象期間は、工事完了2021年3月31日まで。
(シロアリ防除工事等は、対象外です。)

★新規登録

新規加入組合員の方に、新規加入組合員をご紹介の方に、それぞれ**500円**の「オリジナルQUOカード」プレゼント!



★工事特典

1回の工事契約額が40万円(税抜)以上の方全員に、**4,000円相当の被災地復興(国内各地被災地等)の商品をプレゼント!**



(都合により商品が変更になる場合がございます)